

奈良県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本郷土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 友秋	宇陀市大宇陀区本郷九三七
〃	山岡 準一郎	〃 迫間四五〇
〃	福田 節司	〃 本郷一七二八
〃	東山 弘	〃 二四一四
〃	阪本 勇夫	〃 二二四四
〃	鍛冶本 英俊	〃 五〇八
監事	津崎 壽一	〃 一八八五
〃	森本 敬史	〃 迫間三五三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 友秋	宇陀市大宇陀本郷九三七
〃	山岡 準一郎	〃 大宇陀迫間四五〇
〃	福田 節司	〃 大宇陀本郷一七二八
〃	東山 弘	〃 二四一四
〃	阪本 勇夫	〃 二二四四
監事	津崎 壽一	〃 一八八五
〃	森本 敬史	〃 大宇陀迫間三五三